

議案第 8 2 号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部  
を改正する条例

第 1 条 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭  
和 6 2 年川崎市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

5 0	川崎駅東口駅前 地区整備計画区 域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された 川崎駅東口駅前地区地区計画において地区整備計画が 定められた区域
-----	-------------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

5 0 川崎駅東口駅前地区整備計画区域

A 地 区 の 区 域	建築物の用途の 制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含 む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これ らに類するものを除く。） (4) 自動車教習所 (5) マーじゃん屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売 所、場外車券売場その他これらに類するもの
----------------------------	---------------	---

	(6) 倉庫業を営む倉庫 (7) キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの (8) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
--	--

第2条 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項後段及び地区整備計画区域ごとの別表第2の建築物の容積率の最高限度の項において算入しないこととされる床面積のほか、前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しない。

(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第2条第3項に規定する低炭素建築物の床面積のうち、同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）第13条に定める床面積

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に定める床面積

別表第2の7黒川地区整備計画区域の表中層住宅地区Aの区域の部建築物の用途の制限の項及び同部建築物の高さの最高限度の項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

川崎駅東口駅前地区地区計画の区域内における建築物に係る制限に関し必要な事項を定めること、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い所要の整備を行うこと等のため、この条例を制定するものである。